岩倉市広告付き案内地図設置事業者募集要項

岩倉市が行う広告付き案内地図設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

１　事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、岩倉市市内地図を作成・設置するものです。設置する地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。

なお、設置事業者は、事業の実施に伴い、行政財産使用料及び広告掲載料を岩倉市に納付していただきます。

(2) 設置場所及び設置台数

次のとおり、広告付き案内地図２台の設置事業者を募集します。応募される方は、物件番号１及び２の全物件に設置することを条件として応募してください。

物件番号	所在地	設置場所	設置スペース	設置台数
1	愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地	岩倉市役所１階ロビー	横 3,100 ㎜×縦 2,100 ㎜×奥行き 100 ㎜程度	１台
2	愛知県岩倉市本町一丁田３４番地	岩倉駅東西地下連絡道	横 4,591㎜×縦 2,000㎜×奥行き 150㎜ 程度	１台

※　設置場所は、設置場所予定図（別紙１）に記載のとおりです。

※　転倒防止のための器具等は、設置スペースには含めません。

(3) 設置期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

２　掲載できない広告

岩倉市広告掲載要綱（別紙２）第２条及び第３条に該当する広告は、掲載することができません。

３　申込資格

(1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付き案内地図の作成、設置業務について、地方自治体、公共施設などでの実績のある法人であること。

(2) 提出した書類を岩倉市が審査し、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ　過去に岩倉市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのあ

る団体に属する者

オ　法人税及び法人事業税を滞納している者

4　施設使用等について

(1) 施設使用について

ア　行政財産使用許可

広告付き案内地図の設置場所の使用については、地方自治法第２３８条の４第７項の規定による行政財産使用許可に基づく仕様とします。また、広告内容等に関し、別途、広告付き案内地図設置に関する協定書を岩倉市と締結します。

イ　使用許可の期間

本要項に基づく広告付き案内地図の設置は令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの間となります。

なお、令和９年４月１日以降、継続して使用しようとする場合は、当初岩倉市が設定した公募条件を変更しないことを前提として１年ごとに申請を行うことにより、岩倉市が内容を審査の上、最大で令和１３年３月３１日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと岩倉市が判断した場合に限ります。

(2) 行政財産使用料及び広告掲載料

ア　行政財産使用料

岩倉市行政財産使用料条例（平成２２年岩倉市条例第１号）に基づき、物件番号ごとに広告付き案内地図の広告掲載用スペースの面積に応じて、１平方メートル１月当たり１５，７１０円を納付していただきます。

なお、使用期間中であっても、条例改正等により使用料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

イ　行政財産使用料とは別に、広告掲載料を納付していただきます。（広告掲載料の額は、設置事業者の提案によるものとします。）

ウ　行政財産使用料及び広告掲載料は、各年度に岩倉市が指定する納付書により、岩倉市の指定する期限までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

広告付き案内地図の制作、設置及び撤去に要する工事費（現在設置されている地図の撤去及び処分に係る費用並びに電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、必要な電気使用料についても、全額を設置事業者の負担とします。

なお、電気使用料については、設置した子メーターの指示値により計測した使用量に岩倉市が電力会社と契約している電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

(4) 設置条件

広告付き案内地図は、設置場所予定図に示した場所の設置スペース内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置することができます。設置場所を確認の上、設置する広告付き案内地図の外形寸法を決定してください。また、広告付き案内地図が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないよう、十分な転倒防止対策を講じてください。

(5) 仕様

ア　広告付き案内地図本体の仕様について

(ｱ) 設置スペースに収まり、高さは、２，１００ｍｍ程度以下で作成してください。

(ｲ) 調光器により明るさの調整が可能なＬＥＤ内照式としてください。

(ｳ) できる限り壁際に設置し、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ　地図枠の仕様について

(ｱ) 国土地理院の地図をベースに作成してください。

(ｲ) 色覚に障害がある方に配慮した配色等、カラーユニバーサルデザインとしてください。

(ｳ) 地図は「岩倉市全域図」及び「岩倉市役所周辺図」としてください。

(ｴ) 公共施設・避難所・観光名所等岩倉市が指定する地点を分かりやすく表示してください。

(ｵ) 公共施設･避難場所等の新設､変更等があった場合は､可能な限り適時に更新してください。

(ｶ) 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ　広告枠の仕様について

(ｱ) 地図上に広告主を表示する場合は、広告主と広告枠の広告が対応して分かりやすくなるよう、座標、番号等により一致させてください。

(ｲ) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

エ　庁舎案内図枠の使用について（物件番号１のみ）

(ｱ) 物件番号１に設置する広告付き案内地図は、岩倉市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示してください。また、岩倉市において組織・機構の変更があった場合は、可能な限り適時に更新してください。

オ　その他

(ｱ) 携帯電話・スマートフォンによるＱＲコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとしてください。

(ｲ) 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、岩倉市が提供する内容に従い、設置事業者においてサイトを作成してください。

(ｳ) 物件番号２に設置する広告付き案内地図には、その一部として、市民活動等の映像を放映するための電子掲示板を１台設置してください。

(ｴ) 物件番号２に設置する広告付き案内地図は、地図枠・広告枠以外のスペースに、岩倉市民憲章を掲載してください。

なお、掲載する市民憲章のデザインは、岩倉市が指定するものとします。

(6) 使用上の制限

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を岩倉市が指定する期限までに納付してください。

イ　広告付き案内地図を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

ウ　広告主及び掲載する広告の内容については、岩倉市広告掲載要綱に適合するものとし、あらかじめ岩倉市の承認を受けてください。

エ　地図上の広告主の表示及び広告枠の掲載については、事前に見本を岩倉市に提出し、承認を得てください。

(7) 維持管理等

ア　電照時間は、タイマー等により入切の設定が可能なものとしてください。
なお、物件番号１の電照時間は「午前８時１５分から午後７時まで」に設定してください。

イ　設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置してください。

ウ　破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等に応じたメンテナンスをその都度行ってください。また、１年に１度は周辺地図全体を貼り替えてください。

エ　故障、広告内容への問合せ及び苦情に備え、広告付き案内地図に故障時等の連絡先を明記するとともに、設置事業者の責任において対応してください。

オ　「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。なお、岩倉市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(8) 使用許可の取消及び変更

岩倉市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。

(9) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、速やかに原状回復を行ってください。ただし、岩倉市が認めた場合は、この限りではありません。

なお、設置事業者は原状回復に関し岩倉市に対して一切の補償を請求できないものとします。

５　応募方法

(1) 申込方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

受付期間	令和８年３月９日（月）～令和８年３月１８日（水）（必着） 【午前９時から午後５時１５分まで】 ※　閉庁日（土曜日及び日曜日）は受付を行いません。
受付場所	愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地 岩倉市総務部行政課（市役所４階）

(2) 必要な書類　※エ、オ及びカ（納税証明書）は、発行日から３か月以内のものに限ります。

	書類名	提出部数
ア	岩倉市広告付き案内地図設置申込書（別紙３）	１部
イ	設置実績調書（別紙４）	１部
ウ	商業登記の現在事項全部証明書の写し	１部
エ	過去２年分の「法人税」の未納の税額がないことの証明書の写し（国税）（納税証明書その他）	１部
オ	過去２年分の「法人事業税」の未納の税額がないことの証明書の写し（県税）（納税証明書その他）	１部
カ	事業所（会社）概要（別紙５）	１部
キ	岩倉市広告付き案内地図設置事業価格提案書（別紙６）	１部※２
ク	岩倉市広告付き案内地図設置事業企画提案書（別紙７）※１	１部※２

※１　様式に収まらない場合は、別紙（様式不問）を作成してください。
※２　物件番号ごとに作成してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合（応募資格不備等）は、受付を取り消し、その旨を後日電話にてご連絡します。

(6) 留意事項

ア　郵送、電話、ファックス又はインターネット（Ｅメール等）による申込みはできません。

イ　使用許可は、原則として応募申込時に提出された書類に記載された名義以外では行いません。

６　募集内容に対する質問及び回答

<table>
<tr><td colspan="2">受付期間</td><td>令和８年３月９日（月）～令和８年３月１２日（木）</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出方法</td><td>本件の募集内容に関して質問がある場合は、受付期間内に質問書（別紙８）を電子メールにて提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出先</td><td>岩倉市総務部行政課（Ｅメールアドレス：gyousei@city.iwakura.lg.jp）</td></tr>
<tr><td colspan="2">回答予定日</td><td>令和８年３月１６日（月）午後５時までに、Ｅメールにて回答予定。
※ 提出された質問及び回答は、質問者名を伏せた上で岩倉市ホームページに併せて掲載します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">注意事項</td><td>①</td><td>Ｅメールで質問書を提出する場合は、件名に「岩倉市広告付き案内地図設置事業者募集質問」の文言を記載することとし、必ず到達確認の連絡を行うこと。また、Ｅメールの未着信等により発生したトラブルについて岩倉市は一切責任を負いません。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>質問書以外の方法（電話、口頭等）による質問の受付は行いません。また、質問・問合せ件数の情報は、競争性・公平性を保つため一切回答できません。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>受付期間内に受領した質問にのみ回答します。回答に対する再質問はお受けできません。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>当該質問及び回答は、「岩倉市広告付き案内地図設置事業者募集要項」の補足又は一部をなすものとし、掲載された質問及び回答内容を確認しなかったことによる不利益について、岩倉市は一切責任を負いません。</td></tr>
</table>

７　設置事業者の選定について

提出いただいた書類等に基づき、広告掲載料の提案額、業務実績、仕様及びその他企画提案書の内容を総合的に評価し、１者を選定します。

なお、必要に応じて、来庁の上ご説明いただく場合や、提出された企画提案書等に対して質問させていただく場合があります。

８　設置事業者の選定結果について

設置事業者の決定後、選定結果を別途通知するとともに、岩倉市ホームページにて公表します。

なお、選定の経過については公開しません。

９　使用許可申請等の手続き

設置事業者に決定した者は、担当者に確認の上、行政財産使用許可申請書（岩倉市指定様式）を提

出してください。（提出部数は、物件番号につき各１部）

１０　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消すものとします。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを申請しなかったとき。

(2) 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明、又は喪失したとき。

１１　その他

(1) 設置事業者に決定した者は、別途、岩倉市と広告付き案内地図設置協定書を締結していただきます。

(2) 設置事業者は選定結果の通知後、速やかに設置までのスケジュールを提出してください。また、設置作業は岩倉市と協議の上、令和８年３月３１日（火）までに完了してください。ただし、やむを得ない理由により期限までに完了できない場合は、速やかに市へ報告し、市の承認を得た上で期限を延長することができるものとします。

※ 物件番号１については、設置作業を原則として庁舎業務時間外に行っていただきます。

(3) 使用許可の手続き及び履行に要する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

(4) 応募申込等により提出された書類については、一切返却できませんのでご了承ください。

(5) 本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び岩倉市契約規則等の関係法令に定めるところにより処理します。

１２　募集に関する問合せ先

〒４８２－８６８６　愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地

岩倉市総務部行政課（市役所４階）　担当：夏目、牧山

電話：０５８７－３８－５８０４（直通）

Ｅメールアドレス：gyousei@city.iwakura.lg.jp